

焼却施設に維持管理に関する記録を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4の規定により次のように閲覧に供する。

平成30年10月5日

中讃広域行政事務組合 管理者 梶 正 治

掲載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2に規定する焼却施設の維持管理に関する記録（平成30年9月分）

(イ) 処分した一般廃棄物の量

9月 942, 7 t

(ロ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）

第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定に関する事項

① 当該測定を行った位置 別添資料（1）のとおり

② 当該測定の結果及び得られた年月日 別添資料（2）のとおり

(ハ) 第4条の5第1項第2号ヌの規定によるばいじんの除去を行なった年月日

・冷 却 設 備 ガス冷却室及び空気予熱器等の除じんは、月例の定期点検時に実施する。

・排ガス処理設備 ろ過式集じん器（バグフィルタ）の除じんは、空気式自動洗浄装置により制御管理され、通常運転時において適時に実施される。